

条例の5つのポイント

POINT 1

豊明のまちづくりの基本理念を定めました

身近な地域課題について、市民、地域組織、市民活動団体及び事業者が、自ら主体的に取り組むことを自治の基本とし、議会及び市と協働して、多くの市民がまちづくりの担い手となることにより地域への愛着を育み、地域の力を活かした市民主体のまちづくりを進めます

POINT 2

協働のまちづくりのためそれぞれが役割を定めました

市民・・・区、町内会等の基礎的な地域組織に積極的に参加

地域組織(区、町内会)・・・地域住民の理解を得て、住民の課題を解決

市民活動団体・・・市民に理解される地域社会活動に取り組む

事業者・・・地域社会の一員として地域組織等と協力し、地域社会活動に参加する

議会・・・地域の力が活かされた協働のまちづくりを推進する開かれた議会運営に努める

市・・・地域社会活動を支援するための施策を講じる



POINT 3

町内会加入を促進します

市民、地域組織(区、町内会)、事業者、議会、市は相互に協力しながら、住民の町内会加入を促進し、地域組織の活性化に努めます

POINT 4

市は、地域組織や市民活動団体が行なう地域社会活動を支援します。

財政的支援—地域の実情を踏まえた財政支援制度の整備

市民の自主的な提案に基づく財政支援

物品等の提供—公務に支障のない範囲で、活動に必要な物品等及び場所を提供

協定の締結—地域課題の解決に取り組むため、市と市民が協定を締結



POINT 5

地域組織を活性化していきます

区の代表で構成される区長会は、地域自治を総合的に推進するための組織として、地域組織の課題について、相互に連携しながら解決していきます